

2月1日

愛知県知事選挙

投票して景品が当る!

幸田町選挙管理委員会

いよいよ愛知県知事選挙の投票日です。明るい暮しよ!

よう。あなたの投票はあなたのための尊い一票です。有権者の皆様、日頃の御協力を感謝します。この投票を、お済みの方にラッキー番号入りの投票済証をお渡して抽せんで左のような景品を差し上げます。

一、抽せん日時及び場所
二月二日(月)午前十時
於県選管西三河事務所

二、抽せん方法及び景品区分
西三河十一ヶ町村を対象として行うもので各町村毎一つの組(い、ろ、は、...;)とし次の通り抽せんする。(幸田町は「ぬ組」)

A、町村選挙管理委員会西三河事務所で行うもの

特等	全組通じコーヒーマシン	全組通じて一本セット	(十一ヶ町村)
一等	二本	せん茶道具	七〇〇本

B、幸田町選挙管理委員会で行うもの

特等	幸田町コーヒーマシン	連合会において抽せんした番号を当せんとする。但し連合会で行う場合に当選した場合はなし
一等	せん茶道具	連合会で行う場合に当選した番号を当選とする
二等	湯のみ	連合会において抽せんした番号を当選とする
三等	湯のみ	連合会において抽せんした番号を当選とする
四等	湯のみ	連合会において抽せんした番号を当選とする
五等	湯のみ	連合会において抽せんした番号を当選とする

三、抽せん発表
抽せん後直ちに各区長事務所を通じて発表

四、景品引換場所及び期限
幸田町役場総務課において二月二十日までに受取ること

五、当せん者注意
当せん者は、投票済証と引換に景品をお受取り下さい。投票済証を汚染又は破損された場合は景品引換をお断りすることがあります。

この一票みんなて築く 住みよい郷土

ねずみ一匹で テレビが当る?

みなさんの日常生活に極めて身近であり被害が莫大でありながら個々の世帯には直接的にはあまり被害が目立たず苦痛がないため放任されてきた「ねずみ」の駆除実践活動を大きく取上げねずみのいない楽土を造成するため「愛知果ねずみ撲滅推進運動」が展開されております。

この運動は昨年より始まつており本年一月一日より二月二十八日までがねずみの一斉駆除運動実施期間であります。

この期間中捕殺されたねずみ一匹に対し「捕獲くじ」一枚を引換えますから左記事項を御参照の上多数捕殺して下さる様御願ひ致します。

捕獲くじは一等より五等までありますから捕殺したねずみのシッポを農業協同組合に駐在している役場職員に提出して下さい。

一、摂食性
ネズミの餌食には二つの重要な特性がある。

その一つは新しいものに対する恐怖、嫌厭の行動である。ネズミは普段生活している場所には何か今までと違ったものがあると、それが食物であっても始めは必ず忌避して近寄らない。

第二は生活している場所の状況に良く順応することである。この特性は捕器において生捕りする時にも毒餌を使って殺滅しようとする場合にも充分注意しなければならぬ、これらのものを置くとネズミは警戒して近寄らないから一度や二度でネズミが捕鼠器に入らないと云つて中止してはいけない。又置いた毒餌が食われないから役立たない殺鼠剤であると早急に判断してもいけない。

又貯食性のあるネズミは食物を巣に引込み貯蔵食糧としておき巢の内で充分食うのであるから置いた毒餌が持ち去られたからと云つて安心してはいけない。

一、殺滅時期
主として家ネズミが天井を飛び廻る時は発情期(一〇日置きに二、三日)特に甚しい、

昭和33年 戸籍の異動状況

計	339	23	293	17	13	167	9	6	49	1	280	1
1	45	25	20	27	27	29	35	22	23	24	2	2
2	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
41	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
42	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
43	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
45	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
46	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
47	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
48	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
49	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
51	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
52	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
53	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
54	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
56	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
57	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
58	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
59	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
60	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
61	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
62	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
63	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
64	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
65	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
66	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
67	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
68	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
69	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
70	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
71	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
72	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
73	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
74	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
75	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
76	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
77	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
78	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
79	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
80	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
81	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
82	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
83	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
84	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
85	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
86	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
87	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
88	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
89	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
90	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
91	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
92	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
93	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
94	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
95	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
96	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
97	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
98	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
99	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

この時期にはネズミは殆んど摂食しないので毒餌の使用はこの騒ぎが収まつてから仕掛けるべきである。

一、毒餌、捕鼠器の置場所
ネズミは一定の通路を決めている、従つて埃の上や敷かいた上に、はつきり足跡を残し、それがネズミの通路として確認出来る程一定の路を往復している。

又ネズミは主としてヒゲ、体毛の触覚により行動するので、絶えず鴨居、戸障子、壁、畦畔等に沿つて直線的に走るから以上の事を考慮して捕鼠器、毒餌を置くべきである。

豊坂小学校体育館の竣工成る

豊坂小学校長 野本政治

待望の体育館が竣工致し、その堂々たる姿を添えて、豊坂小学校の景観はとみに改まつてまいりました。顧みれば、先年以來の豊坂校区



豊坂小学校体育館北西より撮影す

の強い要望にこたえられた町当局、町教育委員会並に町議会の決断と協賛によつて、約八百万円の巨額の予算を以つて体育館建設の議がまとまり、既に好評噴々たる下野氏の卓越した設計と、これを請負われた鈴中工業社が七月十一日に起工以來半年の間に払われる犠牲的な精神と献身的な努力、加うるに校区民の物心両面にわたる絶大なる御支援を得て、この壮麗なる教育の殿堂の完成をみ

ることが出来ました。嬉々として子供の体育や音楽がこゝで行われ、時に国民の祝日、卒業式等の厳肅なる式場となり又学芸会映画会の楽しい会場となり、或は各種の研究會や講演會の広い会場となつて、今後大いにその真価を發揮してくれるでありますよう、そ

え立つ体育館を仰ぎ、学校長としてここに奉職する光榮に感激すると共に体育館建設のために御辛勞下さつた各方面のすべての人達に深甚なる感謝を捧げ、豊坂小学校の教育進展のため心を新にしたいと存じます。

青年・中学ともに優勝

額田郡青年・中学駅伝競争
去る十八日、雪さえちらつく寒風をついて、額田郡青年、中学の駅伝競争が華々しくくりひろげられた。

この日、十時半、役場前を出発した中学校八チームは、延々二十一軒の町道を、ぬきつ、ぬかれつの接戦を展開、道々、手をふつて応援する町の人々の声援にこたえ、十一時半、幸田中学Aチームがゴールにとびこん

だ。つゞいて午後一時、青年団七チームが出発、これ又幸田豊坂チームが優勝して万丈の気をはいた。尙成績は次の通り。

【中学校】
一位、幸中A(一時間二十分七秒) 二位、豊富中A、三位、宮崎中B、四位、幸中B、五位、宮崎中A、六位、豊富中B、七位、形基中、八位下山中
【青年団】
一位、豊坂(一時間三十九分三十秒) 二位、額田B、三位、額田A、四位、坂崎

幸田町保健センター二月行事表

日	時	間	行	事
三	日(火)	午後二時～三時	妊産婦受胎調節一般婦人健康診断	
九	日(月)	午前九時～正午まで	母子手帳受付	
十	日(火)	午後二時～四時	乳幼児、妊産婦、結核其の他一般健康相談	
十二	日(木)	午後二時～三時	離乳食実施講習	
十七	日(火)	午後二時～三時	乳幼児、妊産婦、結核其の他一般健康相談	
十八	日(水)	午前九時～午後三時	乳幼児検診	
十九	日(木)	午前九時～正午まで	乳幼児検診	
十九	日(木)	午後二時～三時	老人検診	
二十四	日(火)	午前九時～正午まで	母子手帳交付	
二十四	日(火)	午後二時～三時	乳幼児、妊産婦、結核其の他一般健康相談	

備考 ゴフテリア 百日咳予防接種施行予定



一月 町政メモ

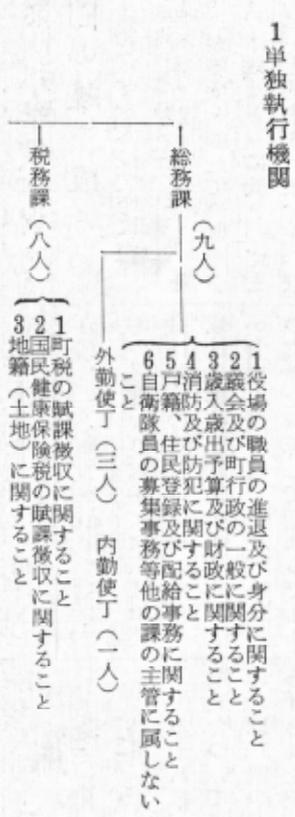
- 一日 新年交礼会
- 五日 御用始め
- 六日 選挙管理委員会
- 七日 農地開発に関する説明会 講師泉島沢保長
- 八日 青年建設班員打合せ
- 九日 消防団出初式 坂崎土地改良区総代会
- 十日 総代選挙 経済委員会
- 十二日 青年建設班開講式
- 十三日 婦人会生活体験発表会 教育委員会
- 十五日 成人式
- 十六日 固定資産評価補助員会
- 十七日 区長会
- 十八日 土地改良区理事長会
- 十九日 西脇船付橋競争入札執行
- 二十一日 青少年問題話し合 消防団役員会
- 二十二日 昭和三十四年度土地改良事業起工式

幸田町の行政機構について

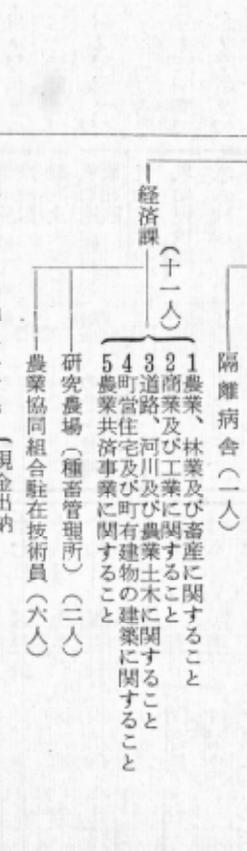
地方公共団体には、普通地方公共団体(都道府県及び市町村)と特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合及び財産区)に別れております。従つて「幸田町」は普通地方公共団体で法人であります。

幸田町は、その公共事務及び法律等により町に属するものの外、町内におけるその他の行政事務で、国及び県の事務に属しないものを処理しなければならぬのであります。このことから「幸田町」が、地方自治法等の法令及び条例に基づき執行する事務処理機構の概要を次に掲げます。

- 注(一) 書の数字は現在の職員数を示し、又「下の文字は担当事務の内容を示します(総務課)
- 一、立法(条例)(議決)機関
 幸田町議会(定員二十六人)
 議長(一人)
 副議長(一人)
 議員(二十四人)



町長・助役



- 収入役 出納員(二人) 〔現金出納 物品出納〕
- 2 合議制執行機関(行政委員会)
- 教育委員会 委員(五人)
- 事務職員(四人) 〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められた事務処理(教育に関する事務)に関する事〕
 - 小学校駐在栄養士(五人)
 - 学校使丁(七人)

- 選挙管理委員会
- 委員(四人) 兼 役場総務課員(三人)
- 書記(一人) 公職選挙法等で定める各種選挙事務の処理に関する事

- 監査委員会 委員(二人)
- 公平委員会 委員(三人)
- 農業委員会 委員(二十六人)
- 兼 役場経済課員(兼地、主事) 兼 役場経済課員(兼地、主事)
 - その他の職員

- 固定資産評価審査委員会 委員(三人)
- 兼 役場税務課員(兼務)
- 3 区長設置(町条例に基づく)
- 区長(二十三三人) 一 区を代表し区域内の事務及び連絡調整にあたる

- 1 農地等の利用関係の調整及び交換分合等の事項の処理に関する事
- 2 農地等の事務に関する事
- 3 固定資産課税台帳登録にされた事項に関する不服の審査、決定その他の事務に関する事

麥の引受はお済みになつたでしょうか

一月五日付をもつて昭和三十四年度麥共済細目書の提出を、各部落生産組合長を通じてお願い致しましたが、農家の皆様方は細目書について、如何に御考へでしょうか。今回は頂度、麥の引受の時期に当りましたので、引受について御知らせ致します。

法は、引受とは農家と組合等に存する共済関係、組合と連合会の保険関係、及び、連合会と政府に存する再保険の内容を明らかにする手続きである。といつて、農家は総て、定款の定めるところに従つて、組合等と共済関係を結ばなければならぬといつてゐるのです。

では、この共済関係とは何んでしょうか。
法は、組合員等の義務について組合員等は、組合等との間に包括的に存する共済関係を具体的に明らかにし、又権利と義務の大きさを確定するもの、即ち共済細目書を提出しなければならぬ事を明らかにしているの

幸田町役場経済課共済係

です。ですから、農業者、即ち組合員等は、共済細目書の提出によつて共済掛金を納入し、組合等から共済金を請求する権利が生じたこと、即ちこれが共済関係なのです。

ではこの共済責任が始まる時期について、つまり、水稲では本田移植期、麦では通常適期に播種して発芽する時に共済細目書を組合等(幸田町役場)に提出し、期日までに共済掛金を払い込まなければならぬのです。そして、組合等(役場)は被害のあつた場合に、細目書に基づいて、この被害程度に応じて共済金を支払う訳であります。この様に引受は、共済事業の基礎となる仕事である訳です。この引受の方法が改正され、従来は「一筆反建制」といつて耕地の広さをもとにしたやり方でしたが、今度はその耕地のとれ高をもとにした「一筆石建制」となつた事は、前回の改正点の概要の欄で述べた通りであります。

次回は掛金徴収について掲載致す予定であります。

傷痍軍人の皆様へ

増加恩給受給者の家族
増加請求手続きについて

昭和三十三年法律第二百二十四号恩給法等の一部を改正する法律第一条第一項の規定により家族加給対象者の範囲が拡大され増加恩給受給者の退職後出生した未成年の子で出生当時から引き続き受給者と生計関係がある者については、昭和三十四年一月から加給手当が支給される事になりましたので該当者は至急増加恩給年額改定請求手続きをさ

れたい。

有期傷病恩給受給者の再
審査請求手続きについて

昭和二十八年法律第五十五号附則第二十一条第一項の規定による傷病恩給を裁定された方は昭和三十四年三月末日を以て恩給期間満了になりますので、恩給診断書を添え至急再審査手続きをされたい、尙手続き詳細については役場厚生課へお問い合わせ下さい。

公民館だより

一、県移動図書館来幸

二月十一日午前十時から正午まで、幸田町公民館で本年度最終の巡回文庫の交換が行われま

二、読書会研究協議会

本年度読書会指定分館の研究協議会二月開催の分は
十一日午後二時～五時
新田分館
十五日午前九時～十一時
六粟分館
各分館二名以上参加



画のない

幸田国保君
の履歴書

① 国家危急存亡の秋即ち昭和十八年五月旧幸田村に呱呱の声を挙げ希望の子となつて

② 陸軍大臣は僕の育成にシツタゲケレイン加したるに増衰弱に落ち

③ 広島、長崎、ビカドン 終戦

④ 世相混乱物資欠乏両親は非情にも僕を見捨て榮養失調におちいつた

⑤ しばらく僕は職災孤児と隣をさ迷ひ二年三月ヨウと断つた

⑥ 数年間僕の事は友達は勿論両親さえも想ひ出さなく

⑦ 知らない間に僕が大きくなり町になつた、生面であつた、幸田町に下

⑧ 昭和三十年放浪の旅を終ふ温かさかへい上つた

⑨ 昭和三十一年五月は祝三才の誕生に福さつた、一年は勉強

⑩ 新年おめでと病気の少うな事と卒業の予定もよろしく



昭和三十四年税のこよみ

国税の關係

一月 所得税Ⅱ給与の支払調書、料金などの支払調書、保険代理報酬の支払調書、匿名組合契約などの利益の分配の支払調書、信託の計算書(以上の提出月末まで)

二月 所得税Ⅱ確定申告と納税(十六日から三月十五日まで)

損失申告書の提出

贈与税Ⅱ申告と納税(一日から月末まで)

再評価税Ⅱ(個人分)法定再評価による再評価税の申告納税(十六日から三月十五日まで)

三月 所得税Ⅱ確定申告と納税(二月十六日から三月十五日まで)

損失申告書提出(同右)

確定申告による約税額の徴収猶与の申請(全月十五日まで)

個人の承認申請(十五日まで)

四月 所得税Ⅱ更正の請求(十五日まで)

修正確定申告(早い方が有利である再調査の請求(更正や決定の通知のあつた日から一ヶ月以内))

印紙税Ⅱ税務署の承認を受けた帳簿(預金通帳など)の現金納付(一日から二十日まで)

五月 所得税Ⅱ再調査の請求

審査報告(再調査決定の通知のあつた日から一ヶ月以内)

特別農業所得者の承認申請(十五日まで)

確定申告の徴収猶予(一月末まで)

六月 所得税Ⅱ予定納税基準額、予定納税額(税務署から十五日までに納税者へ)減額承認申請(三十日ただし右の通知が十五日以後になつた場合は通知のあつた日から数えて十五日以内)

七月 所得税Ⅱ予定納税(一日から月末まで)

予定申告(同右)減額承認申請

六月中にこの事由がおきたとき

一日現在の状況で見積額を計算して十五日まで)

九月 納税の決まつたものはないが台風、シーズンに当るの不慮にも風水害、火災、震災などの災害をうけた場合は災害

減免法と所得税法の雑損控除などの救済措置がある。

十月 所得税Ⅱ特別農業所得者に予定納税額(十五日まで)

減額承認申請(三十日見積税額は一日現在の計算による)

十一月 所得税Ⅱ予定納税第二期分「特別農業所得者は基準額の半額」(月末まで)

予定納税額の更正請求(十五日まで)

予定納税額の修正申告(月末まで)

十二月 所得税Ⅱ年末調整、青色申告の準備(年末たな卸)

地方税の關係

一月 町税Ⅱ県民税(個人)普通徴収分第四期分納付(月末まで)

国民健康保険税Ⅱ第四期分納付(月末まで)

固定資産税Ⅱ償却資産の申告(月末まで)

一月一日現在の土地家屋の実態調査、本年は三十三年一月一日以後に新築埋立の建物埋立地などについて評価される。

二月 町税Ⅱ固定資産税第四期分納付(月末まで)

町税Ⅱ町民税(個人)給与支払報告書の提出(月末まで)

三月 町税Ⅱ町民税(個人)前年分の総所得金額、所得税などの申告(月末まで)

固定資産税Ⅱ固定資産台帳の縦覧(一日から二十日まで)決定価額に対する審査の請求(月末まで)

四月 県税Ⅱ自動車税一日現在の所有者に課税、年税額の半分の納付(月末まで)

釧区税Ⅱ一月の現在で課税(納期は五月)

町税Ⅱ固定資産税第一期分納付(月末まで)

軽自動車税Ⅱ一日が賦課期日(納期は五月)

町税Ⅱ町民税(個人)給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出(月末まで)

法人税法第四條に規定する非課税法人等の町民税均等割の納税(月末まで)

国民健康保険税Ⅱ一日が賦課期日(納期は五月、七月、十月、一月)

五月 県税Ⅱ事業税個人分の申告(月末まで)

釧区税Ⅱ納付、全期分(月末まで)

町税Ⅱ町民税(個人)給与所得にかかる分については月末までに町から特別徴収義務者を通じて納税義務者に通知される軽自動車税Ⅱ全期分(月末まで)

犬税Ⅱ全期分(月末まで)

国民健康保険税Ⅱ第一期分(月末まで)

六月 町税Ⅱ町民税(個人)普通徴収均等割だけを納付する者は全期分所得割を納付する者は第一期分(月末まで)

特別徴収本年度分の徴収開始

七月 町税Ⅱ固定資産税第二期分納付(月末まで)

八月 県税Ⅱ事業税(個人)年二回のうち第一期分(月末まで)

町税Ⅱ町民税(個人)第二期分納付(月末まで)

十月 県税Ⅱ自動車税年二回のうち第二期分納付(月末まで)

町税Ⅱ町民税(個人)普通徴収第三期分の納付(月末まで)

国民健康保険税第三期分納付(月末まで)

十一月 県税Ⅱ事業税(個人)第二期分

十二月 町税Ⅱ固定資産税第三期分納付(月末まで)



お知らせ

森林組合

果林業大会

大草林道表彰される

十二月二十五日挙行された果林業大会の席上、林道協会より林道維持管理功労者団体として、大草区が輝く表彰を受けました

これを機会に大草区の人は勿論林道を使われる方々は、林道が悪くならないよう可愛がつて下さるよう御願いたします。

尚席上貝吹前書記は国営火災保険功労者として表彰され、久保田小野宗重氏は間伐枝打ち競技会で二等に入賞されました。

就学時の健康診断について

一、趣旨 就学予定者に対してあらかじめ健康診断を行つて就学予定者の心身の状況を把握し保健上適正な進学についての指導を行い、疾病の治療を勧告して、義務教育の円滑な実施に資するためです。

- 二、検査の項目
 - 1 身長及び体重
 - 2 栄養状態

昭和三十三年年度造林補助申請纏る

昭和三十三年年度造林補助申請は植樹により林業経営の飛躍を図ろうとする、皆様方の御熱意を反映して、昨年の申請を上廻り、此の程最終の集計を出しました

造林面積 二六町歩
苗木注文数 松四一、〇〇〇本
杉 五、四〇〇本
檜三七、〇〇〇本
合計八三、四〇〇本

となりました。此の造林申請は三月一ばいに必ず植えて、全員の人が規定通り補助金が、受けられる様御協力下さるよう御願い致します。

須美青年支部だより

須美青年団の一カ年の行事を二拾つて皆様に御紹介したいと思ひます。

皆様も御承知の方もありの事と思ひますがそのひとつは須美青年が誇を持つて、皆様に話し致したいことは三十数年の伝統を今だに続けていることです。それは、朝起修養会です、これは十二月中旬より約一カ月間を修養期間として致してあります。

団員は毎朝四時半起床、五時より二時間作業をするのです作業は主として竹箒作りを行つていきます、材料は部落より取り寄せて総部落で出来る材料を持つて行つて居るのです。

朝起修養会の内訳

期間 十一月中旬約一カ月間
生産量(本数) 一、八〇〇本
生産者 十一名(男子のみ)
総収入 二五、〇〇〇円
支出 八、〇〇〇円

右の様な内訳で須美青年団修養会を行つております、得た利益は見識と教養を身につけるために利用しております。

この修養会が皆様に御理解下されば喜びとする次第です。それからもうひとつの行事は、戦没者命日のお参りのこと、日露戦争より戦死された方(十一柱)の命日にあたる日は団員全員でお参りしております。もうこゝ十数年も続けて居る故、部落の方より感謝されて居ます

- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 視力、色神、及び聴力
- 5 眼疾、耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
- 6 歯の疾病及び異常の有無
- 7 その他の疾病及び異常の有無

三、検査の方法及び技術的基準に定められている技術的基準によるとともに、次の事項を補足して行う。

- 1 視力は、幼児用試視力表を用

- 2 色神は、色盲検査表等により行う。
- 3 栄養状態は、特に「栄養状態が不良で注意する者」の発見につとめる。
- 4 聴力は、じ語法式は適切な方法等によつて聴取能力を調べ聴力のじゆうぶんでないと思われれる者、または保護者がこの旨申し出た者については、オーディオメーターを用いて検査する。

5 眼疾の有無は、特にトラホー

- 6 皮膚疾患については、伝染性皮膚疾患の発見につとめる。
- 7 知能の検査
- 8 その他の疾病及び異常の有無は特に心臓疾患(心臓弁膜症等)及びヘルニアの発見につとめる。

△結膜炎の発見につとめる。

税務めも

一月二十二日より家屋の一済評価を始める。
幸田町内六班に分かれて個々の家屋について評価致しますから御協力方御願ひ致します。

二月の納税
固定資産税 第四期分
納期日は
二月二十五日曜日

編集後記



★一月十八日夕暮より初雪に見舞はれ当町も銀一色の奇麗な雪景色となりました。
★今年選挙の当り年で本日の知事選挙を始め四月には県議会議員、町議会議員次いで六月には参議院議員の選挙が執行されますがお互、奇麗な気持ちで選挙にのぞみたいものです。

★頂上をきわめるには麓より一歩一歩登らなければなりません「こうた」もみなさまの広報としてよりよくするため鋭意努力致します。

★みなさまの御投稿を御待ちして居りましたが全然なく残念でした、三月号から、ぜひ原稿を御寄せ下さい。